

運 営 規 程

社会福祉法人 春の木会

短期入所生活介護 ひなの槻

短期入所生活介護 ひなの槻運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人春の木会が開設する短期入所生活介護ひなの槻（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護又は要支援者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 従業者は、入所者が可能な限り居宅における生活の維持ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上世話をを行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 短期入所生活介護 ひなの槻
- 二 所在地 埼玉県さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺40-3

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業に従事する従業者は、介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設地域密着型介護老人福祉施設の施設長と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 従業者 医師 1名以上（兼務可）
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
生活相談員 常勤換算方で1名以上（兼務可）
生活相談員は、利用者の生活相談に当たる。
看護職員 常勤換算方で1名以上
看護職員は、看護の提供に当たる。
介護職員 常勤換算方で1名以上

介護職員は、介護の提供に当たる。

管理栄養士 1名以上（兼務可）

管理栄養士は、必要な栄養管理を行う。

機能訓練指導員 1名以上（兼務可）

機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。

三 事務職員 必要数（兼務可）

事務職員は、必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 利用定員は3名及び特別養護老人ホームひなの楓に空床がある場合はその空床とする。ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容）

第6条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第7条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

二 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 500円

三 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 1,000円

四 滞在に要する費用として、1日当たり 多床部屋 920円 従来型個室 1,240円とする。

五 食事の提供に要する費用として、朝食500円、昼食600円、夕食550円とする。

六 理美容代 実費

七 レクリエーション代 実費

八 その他指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者

に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 事業者は本条２項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第８条 通常の送迎の実施地域は、さいたま市（岩槻区、見沼区）、春日部市、蓮田市、白岡市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第９条 利用者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（緊急時における対応方法）

第１０条 従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（身体拘束の制限）

第１１条 従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

（非常災害対策）

第１２条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(職場におけるハラスメント)

第15条 事業所は、適切な指定介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により、当該事業所従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(事業継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 一 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 二 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないようにするために講じる措置は次の通りとする。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施

施する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヵ月以内

二 継続研修 年1回以上

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は当法人理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (第13条のガイドラインをガイドンスへ変更)

この規程は、平成29年12月19日から一部変更し施行する。

附 則 (空床型開始に伴う変更)

この規程は、平成30年2月1日から一部変更し施行する。

附 則 (第8条通常の送迎の実施地域の変更)

この規程は、平成31年3月22日から実施する。

附 則 (消費税増税に伴う食費・滞在費の変更)

この規程は、令和元年10月1日から実施する。

附 則 (第2条「運営の方針」の誤字修正)

この規程は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 (第7条利用料等にレクリエーション代追加)

この規程は、令和3年1月1日から実施する。

附 則 (第7条第2項食費の改定及び第14条虐待防止に関する事項の創設)

この規程は、令和3年8月1日から実施する。

附 則 (第7条第2項滞在費及び食費の改定)

この規程は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（第 7 条第 2 項食費の改定）
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（第 1 5 条から第 1 7 条にハラスメント防止及び事業継続計画等の追加）
この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から実施する。